

議案第 36 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 24 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 栗 原 健

提案理由

令和 8 年 10 月 1 日から東京都の最低賃金が改定されることに伴い、調布市教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部 を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表4の項、5の項、8の項、19の項、34の項及び38の項中
「1, 240」を「1, 280」に、30の項中「1, 270」を
「1, 280」に、38の項中「1, 290」を「1, 330」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和8年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 改正 令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 令和6年3月29日教委規則第3号 令和6年9月27日教委規則第7号 令和7年3月28日教委規則第3号 令和7年9月26日教委規則第6号 令和8年1月9日教委規則第1号 令和8年3月27日教委規則第5号 <u>令和8年9月24日教委規則第 号</u> 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。 第1条から第11条まで 略 附 則 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委	○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 改正 令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 令和6年3月29日教委規則第3号 令和6年9月27日教委規則第7号 令和7年3月28日教委規則第3号 令和7年9月26日教委規則第6号 令和8年1月9日教委規則第1号 令和8年3月27日教委規則第5号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。 (設置) 附 則 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委

改正後								改正前							
員会規則第 8 号) (2) 調布市郷土博物館専門員設置規則（平成 3 年 3 月 29 日教育委員会規則第 4 号） <u>附 則（令和 8 年 月 日教委規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u>								員会規則第 8 号) (2) 調布市郷土博物館専門員設置規則（平成 3 年 3 月 29 日教育委員会規則第 4 号）							
別表（第 1 条、第 3 条—第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）								別表（第 1 条、第 3 条—第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）							
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬単位	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬単位
1 ～ 3 略								1 ～ 3 略							
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助にすること。	—	1,280	時	4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助にすること。	—	1,240	時
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助にすること。	—	1,280	時	5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助にすること。	—	1,240	時

改正後								改正前							
		食調理員)								食調理員)					
	6～7 略								6～7 略						
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に關すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>1,280</u>	時	8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に關すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>1,240</u>	時
	9～18 略								9～18 略						
19	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に關すること。	—	<u>1,280</u>	時	19	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に關すること。	—	<u>1,240</u>	時
	20～29 略								20～29 略						
30	調布市立図書館における図書館事務	図書館専門職	教育委員会図書	（１） 窓口受付及び資料整理に關す	—	<u>1,280</u>	時	30	調布市立図書館における図書館事務	図書館専門職	教育委員会図書	（１） 窓口受付及び資料整理に關す	—	<u>1,270</u>	時

改正後								改正前							
	業の充実を図るため	員	書館	ること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。					業の充実を図るため	員	書館	ること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。			
	31～33 略								31～33 略						
34	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務補助員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	1,280	時	34	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務補助員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	1,240	時
	35～37 略								35～37 略						

改正後									改正前								
38	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に定めるため	保育士（臨時）	教育委員会各（室・所・館）	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	<u>1,330</u>	時		38	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に定めるため	保育士（臨時）	教育委員会各（室・所・館）	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	<u>1,290</u>	時	
					無資格者	<u>1,280</u>	時							無資格者	<u>1,240</u>	時	